

令和 5 年度障害者支援施設における新型コロナウイルス感染症対策強化事業 Q & A

※ここに示したものは、主な注意事項です。申請にあたっては、補助金交付要綱を必ずご確認ください、都の指定する様式によって必要書類をご提出ください。

■用語の定義

・補助金交付要綱：令和 5 年度障害者支援施設等における新型コロナウイルス感染症対策強化補助金交付要綱（令和 5 年 4 月 1 日付 4 福保障施第 3 0 6 3 号）

目次

1 概要	2
Q 1 この補助金の目的について教えてください。	2
Q 2 補助対象施設を教えてください。	2
Q 3 対象経費を教えてください。	2
Q 4 公立施設は対象となりますか。	2
2 PCR 検査等の実施	2
Q 5 新型コロナウイルス感染症の検査を実施する場合、補助対象となるのは PCR 検査のみでしょうか。抗原検査は対象外でしょうか。	2
Q 6 PCR 検査等の利用者一人に対する上限回数は決まっていますか。	2
Q 7 PCR 検査等の対象者は、どのように選定したらよいのでしょうか。	2
Q 8 検査の種類は、PCR 検査や抗原定量検査がありますが、どのように選定したらいいのでしょうか。	3
Q 9 検査の結果、陽性者が出た場合、どのようにしたらいいのでしょうか。	3
Q 10 検査を実施する配置医の報酬を補助対象にできますか。	3
3 補助金申請に係る対象・手続きについて	3
Q 11 令和 6 年 3 月に契約し、令和 6 年 4 月に検査を実施した経費は対象となりますか。	3
Q 12 補助金は何回でも申請できますか。	3

- Q13 実績報告はいつまでに提出が必要ですか。 4
- Q14 領収書を徴収する必要はありますか。 4

1 概要

- Q1 この補助金の目的について教えてください。
- A1 新型コロナウイルスに感染した場合の重症化リスクが高い障害者等を支援する施設において、利用者へのPCR等検査を実施し、感染拡大を防止することにより、利用者が安心して生活できるとともに職員が安心して働ける環境を整えるよう支援することを目的としています。
- Q2 補助対象施設を教えてください。
- A2 都内に所在する障害者支援施設、福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設並びに都外施設が対象となります。
- Q3 対象経費を教えてください。
- A3 令和5年12月1日から令和6年3月31日までに発生した利用者へのPCR等検査費用です。職員へのPCR等検査費用やPCR等検査以外の感染症対策経費（衛生物品の購入費用等）は対象となりませんのでご注意ください。
- Q4 公立施設は対象となりますか。
- A4 直営施設、指定管理施設に関わらず対象となります。

2 PCR 検査等の実施

- Q5 新型コロナウイルス感染症の検査を実施する場合、補助対象となるのはPCR検査のみでしょうか。抗原検査は対象外でしょうか。
- A5 本事業は、感染症対策に幅広く活用が可能であり、新型コロナウイルス感染症の検査についても、検査の種類を問わず補助対象となります。どの検査を実施するかは、各施設の検査目的等に応じてご検討ください。
- Q6 PCR 検査等の利用者一人に対する上限回数は決まっていますか。
- A6 決まっておりません。施設の実状に合わせて判断してください。
- Q7 PCR 検査等の対象者は、どのように選定したらよいでしょうか。
- A7 無症状者への検査（自主検査）を実施するかしないか、実施する場合の対象者や方法は、

各施設で検討します。

(対象者の例)・新規入所者や病院からの退院者等

※ 保健所では、自主検査に関する問合せに対応できませんのでご注意ください。

Q8 検査の種類は、PCR 検査や抗原定量検査がありますが、どのように選定したらいいでしょうか。

A8 検査の特徴や精度を理解の上、医師や検査機関の指示・説明をよく踏まえて実施してください。

詳細は、別添 1「当事業を活用して PCR 検査等を実施する場合の注意点について」を参照してください。

Q9 検査の結果、陽性者が出た場合、どのようにしたらいいのでしょうか。

A9 検査を行った医師（配置医師、協力医療機関医師など）が保健所に届出を提出し、保健所の指示を待ちます。

次に、支給決定区市町村や都をはじめ関係各所に連絡をします。そして、保健所からの具体的な指示があるまで各施設で定めたマニュアル等に従い対応してください。

なお、あらかじめ陽性者が発生した場合に備え、施設における連絡体制や役割分担、人員の確保策、入所者の隔離・介護・搬送方法など必要と思われる事項を検討した上で、当該事業をご活用ください。

Q10 検査を実施する配置医の報酬を補助対象にできますか。

A10 通常の配置医としての報酬外であり、検査のために発生した報酬については、補助対象にできません。

3 補助金申請に係る対象・手続きについて

Q11 令和 6 年 3 月に契約し、令和 6 年 4 月に検査を実施した経費は対象となりますか。

A11 令和 5 年 12 月 1 日以降に契約を締結し、令和 6 年 3 月 31 日までに業務の履行が完了した検査費用が対象になります。

業務の履行完了が令和 6 年 4 月以降の経費は補助対象外です。

なお、令和 6 年 3 月 31 日までに履行があれば、支払いが令和 6 年 4 月以降となっても対象とします。

Q12 補助金は何回でも申請できますか。

A12 補助金の申請は、1 施設につき 1 回、令和 6 年 2 月 29 日（木曜日）まで(消印有効)の申請に限ります。

Q13 実績報告はいつまでに提出が必要ですか。

A13 令和6年4月4日(木曜日)までに実績報告書の提出が必要です。
(令和6年5月中に支払予定)

Q14 領収書を徴収する必要はありますか。

A14 都への実績報告書提出の際は、添付する必要はございませんが、支払の事実を確認できる領収書は必ず徴収し、保管してください。ただし、口座振込等により支払う場合は、請求書及び振込の事実が確認できる書類に代えることができます。